

三浦市企業等立地促進条例の一部を改正する条例

三浦市企業等立地促進条例（平成17年三浦市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

三浦市市民交流拠点整備事業用地	初声町下宮田字長作の区域のうち、市長が告示する区域
三崎漁港（本港地区及び新港地区）	三崎五丁目の区域のうち、市長が告示する区域

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和5年6月15日提出

三浦市長 吉 田 英 男

指定管理者の指定について

次の公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

間口漁港駐車場

間口漁港漁具保管修理施設

間口漁港道路

2 指定管理者となる団体の名称

みうら漁業協同組合

3 指定の期間

三浦市漁港管理条例の一部を改正する条例（令和5年三浦市条例第5号）の施行の日から令和15年3月31日まで

令和5年6月15日提出

三浦市長 吉 田 英 男

令和5年度三浦市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度の三浦市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ331,746千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,655,609千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月15日提出

三浦市長 吉田英男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,610,349	329,288	2,939,637
	2 国庫補助金	400,910	329,288	730,198
18 繰入金		512,192	1,458	513,650
	1 基金繰入金	512,192	1,458	513,650
20 諸収入		195,079	1,000	196,079
	5 雑入	111,135	1,000	112,135
歳入合計		18,323,863	331,746	18,655,609

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,231,732	2,764	3,234,496
	1 総務管理費	2,814,650	2,764	2,817,414
3 民生費		6,547,559	205,791	6,753,350
	1 社会福祉費	3,827,157	203,285	4,030,442
	3 生活保護費	1,398,395	2,506	1,400,901
4 衛生費		2,282,420	480	2,282,900
	1 保健衛生費	623,432	480	623,912
6 商工費		231,633	90,000	321,633
	1 商工費	231,633	90,000	321,633
8 消防費		941,189	1,004	942,193
	1 消防費	941,189	1,004	942,193
9 教育費		904,659	31,707	936,366
	4 学校給食費	192,658	31,707	224,365
歳出合計		18,323,863	331,746	18,655,609

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市三崎町小網代 [REDACTED]
 - 2 氏 名 関 本 友 一
 - 3 生年月日 [REDACTED]
 - 4 その他 法第8条第5項に該当する者
- 令和5年6月26日提出

三浦市長 吉 田 英 男

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市三崎町小網代 [REDACTED]
- 2 氏 名 石 渡 秀 樹
- 3 生年月日 [REDACTED]
- 4 その他 法第8条第5項に該当する者

令和5年6月26日提出

三浦市長 吉 田 英 男

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市南下浦町毘沙門 [REDACTED]
 - 2 氏 名 鈴木 政 一
 - 3 生年月日 [REDACTED]
 - 4 その他 法第8条第5項に該当する者
- 令和5年6月26日提出

三浦市長 吉 田 英 男

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市南下浦町金田 [REDACTED]
- 2 氏 名 蛭 田 信 一
- 3 生年月日 [REDACTED]
- 4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者

令和5年6月26日提出

三浦市長 吉 田 英 男

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市南下浦町上宮田 [REDACTED]
 - 2 氏 名 長 島 博
 - 3 生年月日 [REDACTED]
 - 4 その他 法第8条第5項に該当する者
- 令和5年6月26日提出

三浦市長 吉 田 英 男

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市南下浦町菊名 [REDACTED]
- 2 氏 名 森 浩 一
- 3 生年月日 [REDACTED]
- 4 その他 法第8条第5項に該当する者

令和5年6月26日提出

三浦市長 吉 田 英 男

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市宮川町 [REDACTED]
 - 2 氏 名 宮 川 隆 一
 - 3 生年月日 [REDACTED]
 - 4 その他 法第8条第5項に該当する者
- 令和5年6月26日提出

三浦市長 吉 田 英 男

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市南下浦町上宮田 [REDACTED]
- 2 氏 名 金子 修 一
- 3 生年月日 [REDACTED]
- 4 その他 法第8条第5項に該当する者

令和5年6月26日提出

三浦市長 吉 田 英 男

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市原町 [REDACTED]
 - 2 氏 名 下 里 隆 一
 - 3 生年月日 [REDACTED]
 - 4 その他 法第8条第5項に該当する者
- 令和5年6月26日提出

三浦市長 吉 田 英 男

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市初声町三戸 [REDACTED]
- 2 氏 名 長谷川 浩 和
- 3 生年月日 [REDACTED]
- 4 その他 法第8条第5項に該当する者

令和5年6月26日提出

三浦市長 吉 田 英 男

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市南下浦町松輪 [REDACTED]
 - 2 氏 名 草 間 尚 樹
 - 3 生年月日 [REDACTED]
 - 4 その他 法第8条第5項に該当する者
- 令和5年6月26日提出

三浦市長 吉 田 英 男

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市南下浦町松輪 [REDACTED]
- 2 氏 名 杉 野 和 樹
- 3 生年月日 [REDACTED]
- 4 その他 法第8条第5項に該当する者

令和5年6月26日提出

三浦市長 吉 田 英 男

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市南下浦町松輪 [REDACTED]
- 2 氏 名 鈴木 昭 一
- 3 生年月日 [REDACTED]
- 4 その他 法第8条第5項に該当する者
令和5年6月26日提出

三浦市長 吉 田 英 男

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市初声町高円坊 [REDACTED]
- 2 氏 名 鈴木靖浩
- 3 生年月日 [REDACTED]
- 4 その他 法第8条第5項に該当する者

令和5年6月26日提出

三浦市長 吉田英男

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市初声町和田 [REDACTED]
- 2 氏 名 安 田 政 弘
- 3 生年月日 [REDACTED]
- 4 その他 法第8条第5項に該当する者
令和5年6月26日提出

三浦市長 吉 田 英 男

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市初声町和田 [REDACTED]
- 2 氏 名 角 田 博 保
- 3 生年月日 [REDACTED]
- 4 その他 法第8条第5項に該当する者

令和5年6月26日提出

三浦市長 吉 田 英 男

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市三崎町諸磯 [REDACTED]
 - 2 氏 名 三 堀 淳 一
 - 3 生年月日 [REDACTED]
 - 4 その他 法第8条第5項に該当する者
- 令和5年6月26日提出

三浦市長 吉 田 英 男

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市初声町下宮田 [REDACTED]
- 2 氏 名 山 田 光 昭
- 3 生年月日 [REDACTED]
- 4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者

令和5年6月26日提出

三浦市長 吉 田 英 男

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市初声町下宮田 [REDACTED]
 - 2 氏 名 石 橋 むつみ
 - 3 生年月日 [REDACTED]
 - 4 その他 法第8条第6項に該当する者
- 令和5年6月26日提出

三浦市長 吉 田 英 男

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市三崎二丁目 [REDACTED]
- 2 氏 名 神 田 眞 弓
- 3 生年月日 [REDACTED]
- 4 その他 法第8条第6項に該当する者。

令和5年6月26日提出

三浦市長 吉 田 英 男

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 三浦市南下浦町松輪 [REDACTED]
- 2 氏 名 草 間 道 治
- 3 生年月日 [REDACTED]
- 4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者

令和5年6月26日提出

三浦市長 吉 田 英 男